

議案第46号

利根町下水道条例の一部を改正する条例について

利根町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和8年9月1日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

（提案理由）

下水道事業の経営基盤の強化を図り、将来にわたり安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、基本使用料及び従量使用料を追加した下水道使用料に改定する必要があることから提案する。

利根町下水道条例の一部を改正する条例

利根町下水道条例（昭和51年利根町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前	
(使用料の算定方法)			(使用料の算定方法)	
第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより <u>算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）</u> とする。			第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより <u>算定して得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）</u>	
別表（第16条関係）			別表（第16条関係）	
基本使用料 （1月につき）	従量使用料 （1月分の排除汚水量1立方メートルにつき）		種別	使用料（消費税及び地方消費税を含む。）
	汚水量	金額	一般汚水（1ヶ月につき）	1立方メートルにつき 132円
1,100円	10立方メートル以下の分	30円		
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	160円		
	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	164円		
	50立方メートルを超える分	169円		

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の利根町下水道条例別表の規定は、令和 9 年 6 月 1 日以後に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料について適用し、この条例の施行日から令和 9 年 5 月 3 1 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。